

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例：ライス対フロイド事件(RICE v. FLOYD, Ky., 76 S.W.2d 57)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 志村, 武 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008815

翻訳

「アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例」
——ライス 対 フロイド事件 [RICE v. FLOYD, Ky. 768 S.W.2d 57] ——

志村 武 訳

本稿は、アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの先例であるライス 対 フロイド事件 [RICE v. FLOYD, Ky. 768 S.W.2d 57] の全訳である。

現在、一九九九年の第一四五回通常国会に提出され審議されている日本の新しい成年後見法は、自己決定尊重と本人保護の必要性の調和という見地から、任意後見契約が登記されているときには「本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り」法定後見開始の審判等を家庭裁判所はすることができると規定し、原則として任意後見制度が法定後見制度に優先するとしている（補充性の原則）ものの、いったん法定後見制度が発動されると任意

後見制度は消滅するという構成をとっている（「任意後見契約に関する法律案」第十条）。さらに、法定後見を継続することが「本人の利益のため特に必要であると認めるとき」には任意後見は発効せず（同法律案第四条第一項第一号）、任意後見が発効する場合には法定後見は取り消さなければならない、と規定している（同立法案第四条第二項）。要するに、新しい日本の成年後見法は任意後見と法定後見はいかなる場合にも併存・競合・協働することなく、いずれか一方が行われているときは他方は行わないという構成をとっているのである。

しかし、アメリカ各州の制定法では、自己決定の尊重の貫徹と

本人の福祉を図るために、任意後見制度と法定後見制度の競合を認め、二つの制度を協働させる方向にある（この点に簡単に触れたものとして、拙稿「アメリカにおける任意後見制度——日本法への示唆を求めて」ジュリスト一一四一号（一九九八年九月一日）六二頁とその註を参照）。この任意後見と法定後見の競合の問題は、日本において新しい成年後見法が制定された後も成年後見制度における解釈論上の残された難題の一つとなるといえよう。

この難題の解決のために、私は、日本法への示唆を求めて比較法的見地から今後もアメリカ各州の制定法、判例を研究していく予定である。

本判決—ライス 対 フロイド事件—の翻訳もこの基礎的な作業に位置づけられる。

本判決は、すでに継続的委任状に基いて任意後見人が選任されている母親フロイドの法定後見人に自分自身を選任するように求めた娘ライスの申立てを却下した地方裁判所の判断を破棄し、差し戻しにしたケンタッキ州最高裁判所判決である。

この判決は、①統一継続的委任状法とは異なりケンタッキ州改正法においては、本人が無能力宣告を受けた時点で任意後見は終了すると明文で規定されていること、②法定後見人の権限は広汎

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

に及び、権限濫用防止の見地から法定後見人に対して裁判所の監督が及ぶようになっていゝ等、法定後見は任意後見とは根本的に異なる制度であり、継続的委任状は法定後見人を選任することの代りとなるものではないこと、を理由としている（なお、①につき拙稿「本人無能力時における任意代理権存続に関する一考察（上）」早稲田法学第七二巻第三号 一頁以下（一九九六年）を参照）。

しかし、四人の裁判官がこの多数意見を支持する一方で、三人の裁判官が、本人の自己決定を可及的に尊重する見地から個別意見を表明しており、多数意見と個別意見の違いはわずか一人の裁判官という僅差である。

本判決は任意後見と法定後見の競合という日本の新しい成年後見制度の下でも解釈論上頻繁に生じうる重要な問題点に関するものであり、多数意見のみならず個別意見も日本法を考えるうえで示唆的な理論的にみて大変重要な考え方を提示していると思われる。したがって、本翻訳は、比較法的な意味で資料として存在意義を有すると考える。以上の問題点を中心とする本判決のさらなる検討と分析は私の今後の研究課題としたい。

なお、日本法への示唆を得るための本判決の更なる分析ならば

法政研究四卷一号（一九九九年）

に任意後見と法定後見の競合に関する本判決以外のできるだけ多くのアメリカの判決及び制定法の検討については、引き続き今後の私の研究課題としたい。

原文に斜字体で強調がなされている部分はゴシック体で表記した。また、ケンタッキ州改正法三八六—〇九三条 (K. R. S. 386.093) の全訳を訳註*として付した。

ペギー・エイ・ライス（上告人） 対 メイム・ビー・フロイド、
ウイリアム・エイ・フロイド、メイム・ビー・フロイドの任意後
見人ガイ・デュアソン・ジュニア（被上告人） 事件

No.88-SC477-DG

ケンタッキ州最高裁判所

一九八九年四月六日

上告人側訴訟代理人

グレン・イー・アクリー（マックベイヤー、マックジニス、レ

スリー アンド キルクランド法律事務所〔在レキシントン〕
チャールズ・アール・コイ（コイ、コイ アンド ジルバート法
律事務所〔在リッチモンド〕）
被上告人側訴訟代理人

ジュイムズ・ディーン・リーブマン（リーブマン アンド リー
プマン法律事務所〔在フラン克福ート〕）
ガイ・ケイ・デュアソン（デュアソン アンド デュアソン法律
事務所〔在ベリアア〕）
ロバート・スィー・ムーディー〔在リッチモンド〕

ウィンターシャイマー裁判官。

本件上訴は、当該申立てによって法定後見人 (guardian) が
求められたすべての目的を任意後見人 (attorney-in-fact) が満
たしているという理由で地方裁判所によって却下された、ケンタッ
キ州改正法三八七—五〇〇条 (K.R.S.387.500) による申立てに
関するものである。巡回裁判所はこの地方裁判所の行為を是認し、
控訴裁判所も裁量的審査を拒否した。当裁判所は審査を許可した。
当裁判所に提示されている問題は、法定後見を求める申立てに

よって継続的委任状 (durable power of attorney) の効力が争われているときに、事実審裁判所の裁判官はケンタッキ州改正法三八七・一五八〇条 (K.R.S. 387.580) による審理を行う必要があるかどうかというものである。

メイム・フロイドはベギー・ライスの母親である。フロイド氏は精神的に無能力である (mentally incompetent) という宣告を受けていないが、まったく自分自身の世話をすることができない。障害が発生する以前の一九八三年四月二八日に、フロイド氏は弁護士であるガイ・ケイ・デュアンを自分の任意後見人に選任する委任状 (Power of Attorney) を作成した。この選任は、契約締結、不動産賃貸借、動産不動産を問わずフロイド氏のあらゆる財産の売却・譲渡、フロイド氏に支払われるべき金銭の受領、あらゆる小切手・不動産賃貸借契約書・不動産譲渡証書の作成、資産投資、等をする権限をデュアンは有すると定める包括的なものであった。任意代理権 (power of attorney) を付与するこの文書は、代理権は障害によって影響を受けず、この文書によって与えられる権限は障害にかかわらず行使されるものとする、と文末で述べている。一九八六年五月にフロイド氏に障害が発生したので、デュアンは、今は亡き彼女の夫の同意を得て

フロイド氏をベリーア病院へ入院させた。

その後、ライス氏は、ケンタッキ州改正法三七八章 (K.R.S. Chapter 387) の規定によって自分自身を母親の法定後見人に選任しよう求める二つの申立てを提起した。最初の申立ては却下され、それに対する上訴はなされなかった。さらに二番目の申立ても、母親が身上監護・財産管理について必要とする事は一九八三年四月二八日にケンタッキ州改正法三八一〇九三条 (K.R.S. 386.093) * によって作成された委任状に定められていると地方裁判所の裁判官が述べて、却下された。本件における争いのもとなっているのは、この地方裁判所裁判官の決定である。

第一審の訴訟手続において申立てがなされた時、フロイド氏を検査する旨の命令が出され、学際的な評価チームの報告書は、フロイド氏は無能力 (incompetent) であり自分自身の世話をすることができないと決定している。フロイド氏の生存期間中にわたって、完全な法定後見ならびに財産管理 (full guardianship and conservatorship) が行われることが勧められた。学際的な評価チームは法定後見に代わる適切な代替策 (alternatives) は何ら存在しないと信じていた。フロイド氏の障害について決定するために審理が予定されたが、陪審が選任されず、結局、彼女

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

の審理は行われなかった。地方裁判所の裁判官は、この委任状はフロイド氏に障害が発生しても任意後見人の選任は効力を失わないと定めているから、法定後見人を選任する必要は何ら存在しない、と信じていたので、本件を却下した。当裁判所の見解によれば、ケンタッキ州改正法三八六—〇九三条（K.R.S. 386.093）* によって作成された継続的委任状が存在するからといって法定後見人の選任が自動的に不要となるものではない。継続的委任状は、法定後見人に関する制定法であるケンタッキ州改正法三八七—五〇〇条（K.R.S. 387.500）の規定に取って代わろうとするものではなくったからである。

継続的委任状に関するケンタッキ州の制定法は、一九六九年統一遺産管理法典の第五—五〇一条に由来している。このケンタッキ法は、本人の契約能力喪失後になされた任意後見人の行為は無効であるというコモン・ロー上の原則を修正したものである。一九六九年の統一法の一般的な趣旨は、本人が無能力（Incompetency）になった時点で任意後見人の権限を無効とするコモン・ロー上の原則を変更することである。この点につき、注釈統一法シリーズ「統一継続的委任状法」頭註二七七—二七九（一九八一年）（Uniform Laws Annotated, Uniform Durable Power of

Attorney Act, Prefatory Note p.277 (1981)]を参照。ケンタッキ州の制定法も統一法と同じ趣旨をもっているというのが当裁判所の解釈である。この趣旨がケンタッキ州改正法三八六—〇九三条（K.R.S. 386.093）に付与されるのならば、ケンタッキ州改正法三八六—〇九三条（K.R.S. 386.093）* とケンタッキ州改正法三八七—五〇〇条（K.R.S. 387.500）以下を調和がとれるように解釈できるのである。ここで問題になっている制定法は、無能力ならばに無能力になる直前の時点に関する問題を体系的かつ合理的に解決するための一つのモデルを提供しているのである。

ケンタッキ州改正法三八六—〇九三条（K.R.S. 386.093）* は、法的な障害（legal disability）の認定がなされる以前の事実上の障害（actual disability）の期間においてなされた任意後見人の行為を有効にすることを意図している。この法律により、いつ本人に障害が発生したのか、および、いつの時点で任意代理権（power of attorney）が消滅し、それ以後になされた行為が無効となったのか、について決定するというコモン・ロー上の不毛の難題に対して一つの解答が与えられたのである。この点につき、アメリカ法大全第二シリーズ2A巻「代理」一四一条（2A C.J. S., Agency §141）を参照。

ケンタッキ州改正法三八六—〇九三条 (K. R. S. 386. 093) * に
 おいて使われている「無能力 (incapacity)」と「障害
 (disability)」という用語は、三八七章の障害の宣告 (adjudi-
 cation of disability) ではない。この二つの用語は三九六章に
 おいて定義されていないので、その一般かつ通常の語法に従った
 意味を与えられるべきである。この点につき、歳入部対グレイ
 ハウンド会社事件 [Dept. of Revenue v. Greyhound Corp., K.
 y. 321 S. W. 2d 60 (1959)] を参照。ケンタッキ州改正法三八六—
 〇九三条 (K. R. S. 386. 093) * に述べられている無能力または障
 害の期間というのは、本人の能力が法的にみてはつきりせず後
 裁判所によって確定されうる、障害の宣告がなされる以前の時間
 を意味する。ケンタッキ州改正法三八六—〇九三条 (K. R. S. 386.
 093) * は、後に生じる本人が「生きてゐるのか死んでゐるのか」
 はつきりしない間における委任状 (Power of Attorney) の効
 力に関係している。その死亡が証明も推定もされていない失踪者
 と障害が発生していると思われているが法的に障害が発生してい
 るという宣告を受けていない者との間には、制定法上、類似点が
 存在している。当裁判所はこの類似性が「無能力と障害」という
 用語に正当な解釈を与えるのに役立つと信じている。

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

いつ障害が発生したのか全くはつきりしないことが多いが、ケ
 ンタッキ州改正法三八六—〇九三条 (K. R. S. 386. 093) * は、そ
 のような期間において任意後見人が行った行為の有効性 (Regality)
 についての疑問を払拭するのに大変有益である。

法定後見の申立てに伴う手続は、本人の有するいかなる市民的
 権利も憲法上の権利も侵害しない。それどころか、法定後見手続
 は、当事者の有する権利を裁判所が正しく考慮するという点にお
 いて、本人を助けるものである。継続的委任状 (durable power
 of attorney) は無能力者の財産管理について三八七章の規定に
 取って代わるほど包括的なものではない。ケンタッキ州改正法三
 八七—五〇〇条 (K. R. S. 387. 500) の趣旨は、無能力者の日々の
 身上に関する事務の世話をする人を選任することである。法定後
 見人の権限・義務・責任 (accountability) の範囲は、従来の
 委任状から生じる権限・義務・責任の範囲を大幅に超えるもので
 あり、障害によって効力を失わないことを意図している継続的委
 任状のそれをも大幅に超えるものである。ケンタッキ州改正法三
 八六—〇九三条 (K. R. S. 386. 093) * の決定的に重要な一節は、
 「後に裁判所が本人に受託者 (Fiduciary) を選任したときには、
 任意後見人の権限はその時点において消滅し、任意後見人は裁判

所によって選任された受認者に対して会計につき説明責任を負う (account to) ものとすべし」という最後の一文に見出される。

任意後見人が適法に選任された法定後見人のすべての義務を引き受けることを許すのは、ケンタッキ州改正法三八六—〇九三条 (K.R.S. 386.093) * の趣旨ではない。「継続的委任状は無制約 (limitless) にわたる」の趣旨である。ウイヘルムの事件 [Matter of Wilhelm, New York Surr. Ct., 134 Misc.2d 448, 511 N. Y.S.2d 510, 511 (1987)] を参照。

法定後見人や財産管理人を選任する訴訟手続は、部分的な障害を負っていることに関連して市民的あるいは法的権利に対して侵害が起りうることを回避するために、裁判所がデュー・プロセスを適用する法的な手段に他ならない。この点につき、ケンタッキ州改正法三八七—五〇〇 (二) 条 (K.R.S. 387.500 (2)) を参照。裁判所は常に無能力者の権利と利益を保護する固有の義務を負ってきているのである。この点につき、メットカフ対メットカフ事件 [Metcalfe v. Metcalfe, 301 Ky. 817, 193 S.W.2d 446 (1946)] を参照。

継続的委任状を法定後見制度の代りに利用することができるという地方裁判所によって言明された立場は、この二つの制度の制

定法上の位置づけの間に存する違いを正しく認識していない。

当裁判所は、法定後見人は裁判所に対して責任を負っており (answerable)、少なくとも毎年一回は会計報告を提出しなければならない、ことにつき特に言及する。これに対して任意後見人は、精神障害を負っているかもしれない本人に対してのみ、責任を負い会計説明義務を負う (answerable and accountable)。無能力者の財産管理を行う者に対しては十分な保護と監督が存在しなければならぬというものは明らかであり、継続的委任状と法定後見人との間には非常に大きな違いが存在しているのは明らかである。

法定後見人は不動産売却が含まれる場合にはいつでも、ケンタッキ州改正法三八九—〇一〇条 (K.R.S. 389A.010) 以下の規定に従わなければならない。任意後見人はあたかも自分自身の財産であるかのように不動産を売却することが許される。さらに法定後見人は地方裁判所に二年に一度会計報告書を提出しなければならない。この点につき、ケンタッキ州改正法三八七—六七〇条 (K.R.S. 387.670) 及びケンタッキ州改正法三八七—七一〇条 (K.R.S. 387.710) を参照。任意後見人はケンタッキ州改正法三九五—〇〇一条 (K.R.S. 395.001) が定義する受認者ではないし、

またケンタッキ州改正法三八七—五〇〇条 (K.R.S. 387.500) 以下の報告命令を受ける受認者でもない。任意後見人は本人に対してのみ会計説明義務を負い (accountable)、本件では、この本人が無能力 (incompetent) だと思われているのである。

法定後見制度は、障害者の居所を選択する権利や身上の自由の制限のように、広汎にわたる権利及び義務を規定している。この点につき、ケンタッキ州改正法三八七—六六〇条 (K.R.S. 387.660) を参照。このような広汎な権利は従来の委任状には決して含まれていなかったし、継続的委任状において全て含まれていない。しかし、任意後見人は受認者としての制限は受けない (not restricted)。

無能力者は訴えられることができず、任意後見人は無能力者を代理して訴えの防御をすることはできない。この点につき、民事訴訟規則一七—〇三条 (Civil Rule 17.03) を参照。防御は適法に選任された法定後見人ないしは心神喪失者補佐人 (committee) によって履行されなければならないのである。

障害者のもつ法的なそして身上に関する要求は、任意後見人によつては法定後見人によるように十分を満たされない。任意後見人が法定後見制度に関する制定法が表明しているのと同じ目的

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

を達成することができるとは当裁判所は信じない。

ケンタッキ州では、継続的委任状に関する制定法が、後に本人に受認者が選任されたときは任意後見人の権限は消滅し、任意後見人は裁判所によつて選任された受認者に対して会計の説明責任を負わなければならない、と規定している。法定後見人を選任することは立法府によつて継続的委任状の権限の一部であると考へられていた。

法定後見人の選任に関する制定法は裁量の余地のないもの (mandatory) であり、厳格に解釈しなければならない。この点につき、ダウニング 対 スィッデンス事件 (Downing v. Siddens, 247 Ky. 311, 57 S.W. 2d 1 (1933)) を参照。ケンタッキ州改正法三八七—五八〇 (一) (c) 及び (d) 条 (K.R.S. 387.580 (1) (c) & (d)) により、陪審は被告に身上監護・財産管理において障害がみられるか、部分的な障害がみられるか、全く障害がみられないか、を決定するよう求められている。陪審が被告に障害があると決定したときには、裁判所は陪審によらずして、選任される法定後見人ないしは財産管理人の種類を決定しなければならない。この点につき、ケンタッキ州改正法三八七—五八〇 (三) 条 (K.R.S. 387.580 (3)) を参照。事実審裁判所は、

選任されるべき個人や法主体を決定する権限を与えられており、任意後見人が法定後見人ないしは財産管理人の職務に適しているならば任意後見人を選任してもよい。任意後見人として行った行為が審問された際に会計について説明がきちんとできるか否かが、任意後見人の法定後見人や財産管理人としての適格性についての関連性ある証拠となるであろう。法定後見人や財産管理人を選任する際には、裁判所はケンタッキ州改正法三八七―一六〇五条（*K.R.S. 387.05*）が列挙する適格性を有する個人を優先しなければならぬ。条文が列挙する四つの適格性は優先する順に列挙されているものではないが、最も仕事をするのに適した自然人や法主体を決定するために四つのすべての適格性が総合的に考慮されなければならない。

ケンタッキ州改正法三八七―一五〇〇（四）条（*K.R.S. 387.500*）は、本人の置かれている状況下において最も制限的でない手段を課すべきだという立法府の意図を事実審裁判所に知らせるものにすぎない。法定後見や財産管理以外の手段によって被告が十分に世話されていると考えたとしても、事実審裁判所の裁判官はケンタッキ州改正法三八七―一五七〇条（*K.R.S. 387.570*）が規定する審理を行わない権限を本条によって与えられてはいないの

である。

統一遺産管理法典は、継続的委任状が裁判所志向の保護手続の代替策を提供するようになることを意図して発展したのだった。統一遺産管理法典の起草者は、委任状が存在しても裁判所の選任する受認者が選任されることは妨げられないであろうことを認識していた。統一遺産管理法典は、受認者が選任されることによつて委任状の効力が自動的に消滅することがなく、委任状による任意後見（agency）が適切であるかどうか決定することを受認者の判断に任せるために起草されたのである。この点につき、「統一遺産管理法典」（注釈統一法シリーズ）頭註（一九八三年）[Uniform Probate Code (U.L.A.) Prefatory Note (1983)]を参照。統一遺産管理法典と統一継続的委任状法は、継続的委任状と法定後見人ないしは財産管理人が共存すること（*coexistence*）を規定しており、任意後見人は受認者及び本人に対して会計説明責任を負う（*accountable*）。さらにまた、この二つの法律は裁判所の選任手続が開始した場合に備えて、本人が財産管理人や法定後見人を指名することを認めている。この点につき、「統一遺産管理法典」（注釈統一法シリーズ）五一五〇三条（一九八三年）及び「統一継続的委任状法」（注釈統一法シリーズ）三条（一九

八三年) [Uniform Probate Code (U.L.A.) Section 5-503 (1983) ; Uniform Durable Power of Attorney Act (U.L.A.) Section 3 (1983)] を参照。統一遺産管理法典と統一継続的委任状法は任意後見人が本人の財産管理を継続して行うことを認めている一方で、裁判所が選任した受認者は任意後見人の行為を監督することにおいて本人に取って代わるのである。

しかしながら、ケンタッキ州改正法三八六—〇九三条 (K.R.S. 386.093) * は、無能力者の財産を任意後見人と受認者が二重に管理する (dual management) という点については統一遺産管理法典にも統一継続的委任状法にも従っておらず、本人の受認者が選任された時点で任意後見人の権限が消滅することを要求している。フロイドに障害が発生していると陪審が決定したときには、委任状の効力は終了し、ケンタッキ州改正法三八七—五九〇条 (K.R.S. 387.590) の規定にしたがって事実審裁判官によって受認者が選任されるのである。この点につき、ケンタッキ州改正法三八六—〇九三条及びケンタッキ州改正法三八七—五八〇 (三) (a) 条 [K.R.S. 386.093 * ; K.R.S. 387.580 (3) (a)] を参照。万一フロイドが身上監護と財産管理の両方について障害を有していると認定された場合には、「制限された法定後見人

(limited guardian) と財産管理人の両方を選任するのが被後見人の最善の利益であると裁判所が考える場合を除いて」(ケンタッキ州改正法三八七—五九〇 (五) 条 [K.R.S. 387.590 (5)])、裁判所は法定後見人を選任しなければならない。

継続的委任状は法定後見人を選任することの代りとなるものではない、というのが当裁判所の見解である。継続的委任状が存在するからといって、法定後見人選任手続の開始を妨げることはできないのである。障害を有する者は、ケンタッキ州改正法三八七章により地方裁判所に自分が障害を有しているか否か決定するための陪審を形成して自分の財産の管理と監督を行ってもらい、もし自分が障害を有しているならば、同章にしたがって法定後見人を選任してもらう権利を有している。このようにして受認者が選任されたときは、任意後見人の権限は消滅し、裁判所によって選任された受認者に対して会計報告書 (account) が提出されなければならぬのである。

巡回裁判所と地方裁判所の判断は破棄され、本意見と一致した適切な審理と手続が行われるために本件は地方裁判所に差し戻されることとする。

ステファン首席裁判官、コウムズ裁判官、ランバート裁判官は
アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

賛成。

ライプソン裁判官は個別意見により、一部賛成し一部反対。
ギヤント裁判官とヴァンス裁判官はライプソン裁判官の個別意見に加わる。

一部賛成し一部反対のライプソン裁判官。

私は多数意見に敬意を表しつつも反対する。私は多数意見の判示について多大の混乱を認めるものである。私は能力についての審理ならびに法定後見の必要性に関する審理が開かれるべきだったということについては同意する。しかし、多数意見が、陪審が障害を認定したら自動的に継続的委任状の効力は消滅し、法定後見人の選任が裁量の余地なく命じられる (mandates) ということを意味しているのならば、私は反対する。多数説によるケンタック州改正法三八六〇九三条 (K.R.S. 386.093) * の法定後見手続に与える影響についてのこのような解釈は、制定法の趣旨の実現を阻み、正当な目的に全くかなっていないからである。

継続的委任状制度を創設することにより、州議会は個人が能力ある間に万一無能力になったときに備えて自分の事務の取り扱いを準備しておくことを認めようと意図したのだった。これには自

分の事務を管理してくれる任意後見人を指名する権限が含まれている。このような任意後見人は、ケンタック州改正法三八七―五〇〇条 (K.R.S. 387.500) 以下によって選任された法定後見人について適用されるのと同じ制定法上の手続によるのではないとしても、それと同じ趣旨で、本人の事務の不適切な管理につき尋問されうる受認者であるのだ。

目下改正された法定後見に関する制定法は、「障害を有する者に対する法定後見制度及び財産管理制度」の手続は「障害を有する者の幸福 (welfare) を促進するために必要である限りにおいてのみ利用されねばならない」と明示している。ケンタック州改正法三八七―五〇〇条 (K.R.S. 387.500) を参照。ケンタック州改正法三八七―五三〇 (d) 条 (K.R.S. 387.530 (d)) は、法定後見人選任の申立ては「法定後見制度の必要性を裏づける事実と理由」を明記しなければならない、と明示している。

このような状況において、継続的委任状に関する制定法であるケンタック州改正法三八六―〇九三条 (K.R.S. 386.093) * の法定後見手続に与える影響についての正しい解釈は以下の通りである。

- 1) ケンタック州改正法三八七―五七〇条 (K.R.S. 387.570)

により、法定後見人選任の申立てがなされたときは、「被告は」無能力であるかどうか決定するために「陪審による
法廷審理を受けなければならない」。

- 2) ケンタッキー州改正法三八七—五八〇条 (K.R.S.387.580) により、メイム・フロイドが無能力であるとの認定を受けたときは、「裁判所はその認定をした同じ審理において、陪審によらずして」、法定後見人が選任される必要性があるか否か、あるいは、すでに行われている継続的委任状という方法が無能力者の事務を十分に財産管理するものであるかどうか、「決定しなければならない」。

差戻しに際して、当裁判所の判決は、たとえメイム・フロイドが無能力であるとの認定を受けたとしても、事実審裁判所は審理後に法定後見人が不必要であるか否か決定する裁量を有していることを規定しなければならない。もし当裁判所の判決の効果が、そのようなことは能力ある間に彼女が準備した文書に反することであり、かつ、不必要なことであると事実審裁判所が審理後に決定しているにもかかわらず、メイム・フロイドに法定後見を強制的に付することになるのならば、当裁判所は継続的委任状に関する制定法の効力を過度にかつ不合理に制限していることになる。

アメリカにおける任意後見と法定後見の競合に関する一つの判例

人間の存在に課せられた限界は医療科学のおかげで、今やわれわれの多くが無能力と障害という黄昏の領域に長らえるに至っているところまで拡張してきている。ケンタッキー州改正法三八六—〇九三条 (K.R.S.386.093) * のような制定法は、われわれのうち自分自身の事柄をもちや管理できなくなったときに自分の生活に何が起こるかについて何らかの支配の方法を及ぼしたいと欲する者の願いをかなえるために制定されたのである。もし立法府が、継続的委任状に関する制定法が少なくとも部分的には認めてきてくれたように、われわれにこのような自己決定を認めてくれるのなら、われわれには障害を有している者に法定後見制度を裁量の余地なく命じることにより無理に裁判所に「ビッグ・ブラザー」の役割を担わせる理由は全くないのである。まず第一に、法定後見の地位を望む者は法定後見が必要であることを証明しなければならない。ケンタッキー州改正法三八七—六〇五条 (K.R.S.387.605) は、われわれが不必要であるにもかかわらずメイム・フロイドに強制的に法定後見を付する場合に選任されるべき者として、娘のペギー・ライスに優先権を与えている。メイム・フロイド氏が継続的委任状を作成した目的はまさにこのような結末を迎えるのを回避することだったという可能性は十分に存在する。

陪審が、原告も被告も意見の一致をみているように、メイム・フロイドを無能力であると認定した場合でも、まず事実審裁判所が審理を経て法定後欠人の選任が「(彼女の)幸福を促進するために必要である」と決定するまでは、やはり事実審裁判所に法定後見人の選任を求める理由は存在しないのである。ケンタッキ州改正法三八七—五〇〇(三)条(K.R.S.387.500(3))を参照。事実審裁判所は審理の後で、継続的委任状による財産管理がフロイド氏の利益を守るのに十分であるかどうか決定する余地を認められねばならない。彼女は能力がある間に、そう考えて、そう言ったのだから。

ギヤント裁判官とヴァンス裁判官はライプソン裁判官の個別意見に加わる。

訳註*

ケンタッキ州改正法三八六—〇九三條(K.R.S.386.093)

任意代理権が障害によって影響を受けない場合

本人が書面の委任状(Power of attorney)によって他人を

任意後見人(Attorney in fact or agent)に任命し、その書面が「この任意代理権(Power of attorney)は本人の障害によって影響されないものとする」、「この任意代理権は本人の障害の時点において発効するものとする」という文言、または、与えられた任意代理権が本人の障害にかかわらず行使されるものとするという本人の意図を示す同様の文言を含んでいるときは、法律上の本人に後に生じる障害や無能力または後に生じる本人の生死不明にもかかわらず、任意後見人の権限は、委任状に規定されているように本人に代って任意後見人によって行使されることができ、本人の障害、無能力または生死不明のいかなる期間中であろうと、この任意代理権に基づいて任意後見人によってなされたすべての行為は、本人が生存し能力を有し障害をもたない場合と同様の効力を有し、本人またはその法定相続人、受遺者、人格代表者の利益となり、それらの者を拘束する。後に裁判所が本人に受託者を選任したときは、任意後見人の権限はその時点において消滅し、任意後見人は裁判所によって選任された受託者に対して会計につき説明責任を負う(Account to)ものとする。(一九七二年法律第一六八章第一条による制定)。

(ゴシック体の表記は訳者が付した)。